

第828回:「五失人員」を警戒せよ

前回コラムで「どうも、ちかごろの震旦は事件多発、北から南まで物騒でいけない」と書いたばかりだが、不祥事というものは、ときに連鎖するらしい。今年の9月18日、広東省深圳市で、日本人学校に通う10歳の男子児童が登校中に刃物を持った男に襲われ、死亡する事件があった。11月11日には広東省珠海市で、暴走した車が多数の人をはねた事件では35人が死亡し、43人がけがをすることに。

そんな不祥事に接した中国の習近平党総書記(兼国家主席)は、ペルーのリマで開催されるAPEC首脳会議に出席のため北京を飛び立つ前日(12日)に「重要指示」を出し、社会の安定を守るよう異例の訴えを行った。「重要指示」とは、中国の最高権力者が、数百人規模の犠牲者を出した大水害や大地震の際などに喚発する勅語のようなもの。もちろん、珠海事件は悲惨な大事件だが、「重要指示」にはちょっと違和感があり、「そこまでやるの?」と思わないでもない。それだけ、党中央が大きな衝撃を受けたということだろう。

だが、重要指示の直後に、本土でまたもや大事件が惹起。19日朝、湖南省常德市の小学校前に39歳の男が「越野車(オフロード車)」で突っ込み、死者はいなかったようだが、中国のSNSでは衝撃的な現場動画が拡散し、多数の児童がなぎ倒されている中、憤激した住民らが車の窓ガラスをハンマーで叩き壊し、加害者にリンチを加えている場面がバッチリ映っている。

こんなとき、当局が犯行動機をはっきり公表しないものだから、ますます社会不安に拍車がかかる本土。不動産バブルの破裂などによる景気低迷で閉塞感が強まる本土で、「負け組」が行き場のない不満を社会にぶつける一種の報復現象であるとの見方が広がっているのは当然だ。珠海事件でコメントを求められた中国外交部の報道官は、「中国は世界一安全で、刑事事件の発生率が最も低い国の一つ」と胸を張ったが、直後に湖南省の事件が発生したため、このプロパガンダは全く根拠を失ってしまった。

習近平主席が「重要指示」を出した以上、地方政府が、事件再発を防ぐべく、万全の警戒態勢で臨む必要ありと気を引き締めているのは当然だ。報道によれば、「国家安全」を重視する党中央の意向を受け、地方政府は、犯罪予備軍になり得るとして「五失人員」なる要注意人物の洗い出しを始めたようだ。「五失」とは①投資失敗、②生活失意、③心理失衡、④関係失和、⑤精神失常の由。翻訳するまでもないが、「投資に失敗、生活への失望、心理的バランスの失調、人間関係の不和、精神異常の人士」といったところか。

あるSNSでは、各地の警察が所管地区内で「五失人員」を洗い出すよう、戸別訪問を警察官らに指示した文書画像がはっきり映っており、調査日ごとに日誌をつくり、当日の面接方針、面接者数、項目毎の要注意人物数などを、「“五失”人員監控表(一覧表)」にまとめるよう指示している。

中国の公安部門は、社会の安定を脅かすおそれのある人物を洗い出した上で、管理を強化する方針だ。一方、地方政府の多くは地元企業に対して、「五失の人たち」に配慮し、失業リスクを軽減するよう求めると共に、出稼ぎ労働者らの居住環境や住宅賃貸状況などの調査を始めているようだ。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

どこの国であれ、現状に不満を持つ大衆のエネルギーが高まり、それが祝祭日や国際試合などの場で暴動となるような事態を警戒している。つい先日、FIFA ワールドカップアジア最終予選・日中戦で世界中に醜態をさらした中国サポーターらのエネルギーが、相手先を変えて逆噴射すれば、これは怖い。

だが、現代中国では、少数の暴漢の逮捕・拘束は簡単だが、騒擾事件の取り締まりがやっかいだ。中国共産党は唯物史観を建国の本義としており、何でも謀叛を起こせば、それは暴動ではなく、革命を志す農民の起義であり、そんな起義によって社会が進歩すると考えているフシがある。

中共流の唯物史観は、これまでの歴史事実への評価を一変させてしまった。その証拠が水滸伝である。梁山泊に立てこもり朝廷に逆らう宋公明や智多星ら。当時の宋朝から見れば、彼らは「反政府盗賊集団」であったが、新中国誕生後は毛沢東主席によって「農民の起義」に大昇格してしまった。しかも、皮肉なことに水滸伝の後段で、108 人の豪傑が朝廷に帰順して、方臘の叛乱軍討伐で功績を挙げるや、宋公明一派は人民に対する裏切り者として中共から批判されるようになった。これが 1973 年に毛沢東主席が出した「重要指示」にはじまり、75 年 8 月から全国的規模で展開された「水滸伝批判(修正主義批判運動)」の内幕だ。

中国では 2011 年、広東省の漁村・烏坎村で大規模な大衆抗議活動が発生したとき、当局はこれを「暴動」と決めつけず、「群衆性事件」という特殊用語を用いて、狼藉たる暴動とは区別したように、中国当局は騒擾事件が発生する都度、これを鎮圧すべきか、はたまた鎮撫、慰撫すべきか、そのバランスに苦慮している。

これから中国で大衆抗議活動が発生したとしても、「五失人員」による活動で、暴れる人たちにも気の毒な事情がある場合は、(起義とは呼ばないとしても)騒乱事件と決めつけ即弾圧するようなアクションを極力避け、ソフトランディングというか、おだやかに暴動の芽をつぶす方針で臨むだろう。

さて、ホットニュース。中国は日本に対する短期滞在ビザ免除措置再開を検討しているようだ。中国経済の不調が続く中、ビジネスなどで訪中しやすい環境をつくる狙いなのだろうが、中国駐在 15 年の筆者ですら、今やあまり足を踏み入れたくない地だ。もし、公安当局から「五失」の聴き取り調査を受けたら、筆者だって投資の失敗、日々のイライラ、失業への怯えなど思い当たるフシが少しはあるからね。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2024 年(令和 6 年)11 月 22 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券

東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。